

宮城県公立高等学校
教育課程編成の手引

V 主として専門学科において
開設される各教科
【看護】

令和元年6月

宮 城 県 教 育 委 員 会
仙 台 市 教 育 委 員 会
石 巻 市 教 育 委 員 会

6 看護

(1) 改定の趣旨及び要点

看護の改訂に当たっては、看護職に求められる専門性の高い実践能力を整理し、○療養の場の多様化に伴うリスクマネジメント及び多職種連携を含めた専門性の高い看護実践能力の育成への対応、○地域や社会のグローバル化への対応の観点から内容の見直しなどの改善を図った。

イ 目標の改善

高等学校における看護教育としての基本的なねらいに変更はないが、教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

ロ 内容の改善

今回の改訂では、専門教科に属する全ての科目の「2. 内容」においては〔指導項目〕として「(1)、(2)」などの大項目や「ア. イ」などの小項目を示すこととし、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、専門教科は学科や課程を問わず、様々な履修の形があり、学習内容の程度にも幅があることから、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

(2) 教科の目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- 看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- 看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(3) 科目の編成

改定	(標準単位数)	改定前	(標準単位数)	備考
基礎看護	(8～11)	基礎看護	(8～11)	
人体の構造と機能	(3～7)	人体と看護	(4～8)	名称変更
疾病の成り立ちと回復の促進	(4～8)	疾病と看護	(3～7)	名称変更
健康支援と社会保障制度	(2～7)	生活と看護	(2～7)	名称変更
成人看護	(2～6)	成人看護	(2～6)	
老年看護	(2～4)	老年看護	(2～4)	
小児看護	(2～4)	精神看護	(2～4)	
母性看護	(2～4)	在宅看護	(2～4)	
精神看護	(2～4)	母性看護	(2～4)	
在宅看護	(2～4)	小児看護	(2～4)	
看護の統合と実践	(2～4)	看護の統合と実践	(2～4)	

看護臨地実習 看護情報	(10～21) (2～4)	看護臨地実習 看護情報活用	(10～21) (2～4)	
13科目		13科目		

(4) 教科の目標と内容

イ 基礎看護

(イ) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する基礎的な技術を身に付けるようにする。
- ② 看護に関する基礎的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- ③ 基礎看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、日常生活の援助及び診療に伴う援助における看護の課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(ロ) 内容

- ① 看護の本質
- ② 看護の共通技術
- ③ 日常生活の援助
- ④ 診療に伴う援助

ロ 人体の構造と機能

(イ) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、人体の構造と機能に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 人体の構造と機能について体系的・系統的に理解するようにする。
- ② 人体の構造と機能に関連する生活行動や健康の基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- ③ 人体の構造と機能について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(ロ) 内容

- ① 解剖生理
- ② 栄養

ハ 疾病の成り立ちと回復の促進

(イ) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、疾病の成り立ちと回復の促進に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 疾病の成り立ちと回復の促進について体系的・系統的に理解するようにする。
- ② 疾病の成り立ちと回復の促進に関する基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- ③ 疾病の成り立ちと回復の促進について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、多様な人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(ロ) 内容

- ① 疾病の原因と生体の回復
- ② 基本的な病因
- ③ 疾病の診断過程と治療
- ④ 各機能の障害
- ⑤ 疾病と薬物

二 健康支援と社会保障制度

(イ) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、健康支援としての公衆衛生と社会保障制度に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 健康支援と社会保障制度について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- ② 健康支援と社会保障制度に関する基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- ③ 健康支援と社会保障制度について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、社会の変化に対応した生活の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(ロ) 内容

- ① 公衆衛生
- ② 社会保障制度

ホ 成人看護

(イ) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、成人看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 成人看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- ② 成人看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- ③ 成人看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、成人の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(ロ) 内容

- ① 成人の健康と看護
- ② 健康レベルや障害の状況に応じた看護
- ③ 機能障害のある患者の看護

ヘ 老年看護

(イ) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、老年看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 老年看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- ② 老年看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- ③ 老年看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、高齢者の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(ロ) 内容

- ① 高齢者の特徴と看護
- ② 高齢者の生活を支える看護
- ③ 診療を受ける高齢者の看護
- ④ 高齢者に多い健康障害と看護

ト 小児看護

(イ) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、小児看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 小児看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

- ② 小児看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- ③ 小児看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、小児の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(ロ) 内容

- ① 小児の健康と看護
- ② 小児各期の健康課題と看護
- ③ 診療を受ける小児の看護

チ 母性看護

(イ) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、母性看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 母性看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- ② 母性看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- ③ 母性看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、母性の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(ロ) 内容

- ① 母性の健康と看護
- ② 女性のライフサイクル各期の健康課題と看護
- ③ 周産期の看護

リ 精神看護

(イ) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、精神看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 精神看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- ② 精神看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- ③ 精神看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の心身の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(ロ) 内容

- ① 精神の健康と看護
- ② 精神保健医療福祉の変遷
- ③ 精神障害の状況に応じた看護
- ④ 主な精神障害と看護

ヌ 在宅看護

(イ) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、在宅看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 在宅看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- ② 在宅看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- ③ 在宅看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、在宅療養者の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(ロ) 内容

- ① 在宅看護の特徴
- ② 在宅療養を支える制度
- ③ 在宅療養者と家族等への支援

ル 看護の統合と実践

(イ) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の統合と実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 看護の統合と実践について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- ② 看護の統合と実践に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- ③ 看護の統合と実践について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(ロ) 内容

- ① 看護におけるマネジメント
- ② 災害看護
- ③ 国際看護

ヲ 看護臨床実習

(イ) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、臨地において実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 臨地における看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- ② 臨地における看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて解決策を探究し、合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- ③ 臨地における看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の安全と安楽を守り、健康の保持増進と生活の質の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(ロ) 内容

- ① 基礎看護臨地実習
- ② 領域別看護臨地実習
- ③ 統合実践看護臨地実習

ワ 看護情報

(イ) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、看護情報に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 看護情報について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- ② 看護情報に関する基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- ③ 看護情報について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の健康に関する課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(ロ) 内容

- ① 情報社会の倫理と責任
- ② 看護における情報の活用と管理
- ③ 看護における課題解決

(5) 履修順序等留意点

- イ 看護に関する各学科においては、「基礎看護」及び「看護臨床実習」を原則としてすべての生徒に履修させる。
- ロ 看護に関する各学科においては、原則として看護科に属する科目に相当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に相当する。
- ハ 地域や保健医療福祉機関、産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積

極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努める。

ニ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う際に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

ホ コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにする。

ヘ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する。

ト 「基礎看護」、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と社会保障制度」、「小児看護」、「母性看護」の履修により「保健」や「家庭総合」等の履修と同様の成果が期待できる場合は代替することができる。また、同様に「看護情報」の履修により「情報Ⅰ」の履修に代替することなども可能である。なお、全部代替する場合、「看護情報」の履修単位数は2単位以上必要である。

チ 看護に関する学科においては、「看護臨地実習」が原則履修科目とされている。

この科目は、臨地における実習を通して、看護の各科目で習得した知識と技術の深化及び統合を図るとともに、生徒が自ら課題を設定し、問題解決の能力や主体的な学習態度を育てることを目標としており、総合的な探究の時間がねらいとしているものと軸を一にしている。そのため、総合的な探究の時間の履修をもって「看護臨地実習」の履修の一部又は全部に替えることができるとともに、「看護臨地実習」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。

(6) Q & A

Q 1 科目の構成と科目名について変更はあるのか。

従前と同じく13科目で構成している。原則履修科目も従前と同じ「基礎看護」と「看護臨地実習」の2科目である。高等学校の看護に関する学科の多くが准看護師や看護師の資格取得を目指していることから、これからの看護職に求められる専門性の高い看護実践能力とともに豊かな人間性を身に付けた人材を育成するための教育内容の充実が必要である。看護職に求められる専門性の高い実践能力を整理し、○療養の場の多様化に伴うリスクマネジメント及び他職種連携を含めた専門性の高い看護実践能力の育成への対応、○看護に求められる倫理的課題の多様化への対応、○地域や社会のグローバル化への対応の観点から、科目の内容に合わせて「人体と看護」を「人体の構造と機能」に、「疾病と看護」を「疾病の成り立ちと回復の促進」に、「生活と看護」を「健康支援と社会保障制度」に、「看護情報活用」を「看護情報」に名称が変更されている。

Q 2 科目の編成の内容で大きく変化したもの是何か。

「人体の構造と機能」については、① 解剖生理と、② 栄養で構成。従前の「人体と看護」に含まれていた感染と免疫については「人体の構造と機能」と「疾病の成り立ちと回復の促進」での内容となる。「疾病の成り立ちと回復の促進」については、従来通り病理が中心となり、病理と薬理の内容で① 疾病の原因と生体の回復、② 基本的な病因、③ 疾病の診断過程と治療、④ 各機能の障害、⑤ 疾病と薬物となる。「健康支援と社会保障制度」については、① 公衆衛生、② 社会保障制度となる。従前の「生活と看護」に含まれていた精神保健は新たに「精神看護」へと変更となる。

Q 3 看護臨地実習の内容構成と領域別看護臨地実習の実習場所について変更はあるのか。

看護臨地実習の科目の内容については、① 基礎看護臨地実習、② 領域別看護臨地実習、③ 統

合実践看護臨地実習の3つの指導項目で10～21単位程度履修されることを想定して構成されており、特に変更はない。各領域別看護臨地実習の実習場所については、老年看護臨地実習においては病院の他、老人福祉施設や老人保健施設などの多様な施設での実習を取り入れる。小児看護臨地実習においては病院やクリニックの他、保育所・幼稚園、特別支援学校などの多様な施設での実習を取り入れる。母性看護臨地実習においては病院や助産所の他、母子保健センター、子育て支援センターなど多様な施設での実習を取り入れる。精神看護臨地実習においては、精神保健関連施設、精神障害者社会復帰施設、精神障害者福祉関連施設などの多様な施設での実習を取り入れることとする。